

利用契約書
居宅介護・重度訪問介護

_____様（以下「利用者」という。）とダイヤサービス有限会社が開設する、ダイヤサービス（以下「事業所」という。）が利用者に対して行う居宅介護・重度訪問介護（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第1条 本契約の契約期間は、_____年_____月_____日から、利用者の自立支援給付費支給決定期間の満了日までとする。

2 契約期間の満了日までに、利用者または代理人から事業所に対して電話連絡等による契約終了の申し出がない場合は、自動更新されるものとし、その後も同様とする。

（契約終了）

第2条 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了とする。

- （1）利用者または代理人から契約終了・解除の意思表示がなされたとき
- （2）事業所から契約終了・解除の意思表示がなされたとき

2 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了とする。

- （1）利用者が障害者程度区分において非該当と認定された場合
- （2）利用者が死亡した場合
- （3）利用者の心身状態等状況が著しく悪化し、適切なサービスの提供を超えると判断された場合

3 本条第1項及び第2項の場合において、既の実施したサービスの利用料金を事業所に支払うものとする。

（利用者の解除権）

第3条 利用者または代理人は、本契約に定めるサービスが不要になった場合、契約の有効期間中であっても、電話連絡等により事業所に通知することで、本契約を解除することができるものとする。

2 利用者または代理人は、事業所が以下の事由に該当する場合、電話連絡等により事業所に通知することで直ちに本契約を解除することができるものとする。

- （1）不法行為を行った場合
- （2）守秘義務に違反した場合
- （3）正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
- （4）上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業所の解除権）

第4条 事業所は、次の場合、利用者または代理人に説明を行うことにより本契約を解除することができるものとする。

- （1）やむを得ない事情があり、利用者または代理人に対して理由を記した文章を交付した場合
- （2）利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず10日間以内に支払われない場合

(3) 利用者または代理人等が、事業所の職員の生命・身体・財産及び名誉を傷つけるなど、その人権を侵害した事により本契約を継続しがたい事情が認められる場合

(4) 利用者または代理人等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

(代理人)

第5条 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、代理人判をもって本契約の締結を行うことができるものとする。

2 代理人は、利用者の代行者として本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本契約の締結手続き
- (2) 利用料金の支払い
- (3) その他、利用者のサービス利用に係る一切の事項
- (4) 代理人を変更する場合の通知

(天災等不可抗力)

第6条 本契約の有効期間中、天災・その他事業所の責めに帰すべき事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業所は利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとする。

2 前項の場合において、既に実施したサービスについての利用料金を事業所に支払うものとする。

(協議事項)

第7条 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者または代理人及び事業所は、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

(第三者機関の仲介)

第8条 利用者または代理人及び事業所双方の協議によっても解決が困難な事態が生じた場合には、利用者または代理人及び事業所は、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(その他の留意事項)

第9条 その他の留意事項については、「居宅介護・重度訪問介護重要事項説明書」に定めるところによるものとする。

年 月 日

事業者 ダイヤサービス有限会社
代表取締役 大野 法明
所在地 愛媛県松山市祇園町6番15号

事業所 ダイヤサービス
所在地 愛媛県松山市中村二丁目7番23号
管理者 篠田 和宏

利用者住所
利用者氏名 印

代理人住所
代理人氏名 印

利用者との関係

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。